

令和5年3月23日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局市街地建築課  
代表 03-5253-8111

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令（案）に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年1月24日（火）から令和5年2月22日（水）までの期間において、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【ご意見の概要及び国土交通省の考え方】

ご意見の概要	国土交通省の考え方
本案により、認定建替事業の実施がより牽引されて、誰もが安全で安心できる街づくりが促進することを期待する。	ご意見を踏まえ、認定建替事業のより一層の促進を図ってまいります。